

令和5年6月20日

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり、産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 被処分業者（産業廃棄物収集運搬業）
福岡県大川市大字北古賀15番地1
株式会社R
代表取締役 平田 明美

- 処分日
令和5年6月15日

- 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

- 行政処分の理由

株式会社Rは、令和5年6月2日、福岡県知事から、法第14条の3の2第1項第5号の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可の取消処分を受けた。

これにより、同社は法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ホに該当）に該当し、許可の欠格要件に該当するに至ったため。

【問い合わせ先】

生活環境部循環社会推進課
廃棄物監視指導班

担当：課長 嶋崎 晃

主幹 隈田 昌樹

電話番号 097-506-3134・3129